



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	小原	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三二	一二	一〇	九	八	一	四二一一	四一九一	四一六一	四一三一	四〇四	四〇一	三九九	三九八	三九六	三九四一	三七八	三七二	三七一	三六三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇七三	一、〇二五	一、〇二五	一、一五三	一、一六五	五二五	六七八	三六一	四一一	八九三	一、〇二五	一、〇四五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇〇二	一、〇二五	一、〇五二	一、〇四五	一、〇二二
一四・七四	四七・〇九	一四・九二	二三・三六	一四・八七	二三・二五	七六・二五	六・七六	六五・七八	四・三五	五・〇〇	二二・五八	八七・五二	一二七・三四	一二・一五	七九・〇八	一七・八七	二一・五一	二〇・四二	四・九九

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一四八	一三一	一二四	一一二一	一一一一	一〇四一	九八	九七一	九二一	九一	九〇一	八七一	七七一	七一	六二	六一	五七	四七一	三七	三四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	七六〇	八五五	九九九	九九九	九九九	二二三	八四〇	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	六三九	一、〇二五	一、〇二五
一九・七九	一四・九二	八八・八四	九八・五九	一〇一・三二	四〇・九四	六九・三一	九・五三	五・二六	五・二七	一九・五一	四・八九	九・七七	二三・四二	五・〇〇	二九・七七	一九・八八	五七・七七	五・〇〇	七・四四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二二九一一	二二六一二	二二四一一	二二三一一	二二二一一	二二一四	二二一〇	二〇九	二〇八	二〇六	二〇四一一	二〇〇	一九七	一九六	一九一	一八四一一	一八〇	一七一	一五九一一	一五七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇二五	五二二	八九九	六七六	一九八	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	六四四	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	三三五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五
六五・九九	二・五〇	四・三八	四九・一五	〇・九七	一〇・〇〇	二二・七六	五・〇〇	一一・四七	九五・五九	六四・五八	七・五一	七・四九	一二・五〇	二八・五五	四二・二八	七〇・一九	三四・四九	一〇・〇〇	二九・一五

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	長柳下	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	沢	同	同
二四一三	二四一二	一九	一七一	二三五一	一七七一一	一七一	一四〇一一	一〇五	八七一	八三一	六七	三六一	三三一	二四一二	一八一四	一八一三	一八一二	二三六一	二三四一一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田	同	同	畑	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田	同	同	畑	同	同
二、〇三三	三五三	三、〇四七	二、〇三七	四七九	六九一	一、〇二四	九五二	三五〇	八二五	一六六	一、二三三	八九七	一、八〇七	一、〇九七	三一八	三〇二	二四八	五五三	九三四
九・九一	一七・八五	二九・六〇	九・九三	九二・八四	九・八八	四・九九	四・六四	一四・六九	七七・四四	〇・八一	六一・九四	三〇・三六	一五・六一	二二・四五	一〇四・三七	一一二・三三	八九・二二	五・三〇	一七・四四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	田待下	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田待	同	同	同
三六一四	三五一二	三一―三	二九	二六	一〇―一	三六九	三六七	三六六一	三二二―一	二八四	二七二	一五九―一	一五八―二	一五七	五八	四八	五	三五―一	二六
田	畑	同	同	同	同	同	同	田	同	同	畑	同	同	田	畑	同	同	同	同
田	畑	同	同	同	同	同	同	田	畑	同	同	同	同	田	畑	同	同	同	同
二五八	五二	六四一	三、〇四七	四、〇四〇	一、八六九	一、〇〇五	一、〇〇五	八六三	二六〇	一、〇三二	一、〇三二	二一五	六二四	三〇八	四四七	三四三	二九六	二、三二八	三、〇〇三
九五・一九	〇・二五	五一・五〇	七五・八〇	一五九・四五	三一・七三	二〇・六四	七・二六	六・一四	一・二七	二四・三八	六九・四〇	一〇・〇三	三・〇四	二七・一八	二・二〇	一〇・二九	二九・一九	四六・八六	五九・〇五

同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
八〇―二	七八	七六	七一	四九	四七―二
同	同	同	同	田	畑
同	同	同	同	田	畑
一、二二〇	三、〇四一	三、一二三	二、二〇三	四、〇四〇	九四
一六・〇四	一四・八三	四三・〇八	九二・三八	一五三・六五	三一・七五

○宮城県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市寄磯浜五梅沢三一の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由  
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

塩竈市浦戸桂島字庵寺三七の四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二1 解除に係る保安林の所在場所

塩竈市浦戸桂島字庵寺三七の四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する。

令和二年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字馬場九の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市大原浜戸泥一二、一三の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市清水田浜尾崎一三の五、一四の七、一六の一七、三一の二二、俵沢四の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十四号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

令和二年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 グリーンバンク株式会社 岩下 幸司	主たる営業所の所在地 栗原市築館字下宮野町浦百十二番地一	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十八 第二万五千五十八号
--	---------------------------------	--

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電話 〇二二一二一一三二一六（直通）

○宮城県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三四二号

三 道路の区域

変更の区間

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
登米市登米町大字日根牛字宿二五番五地先から 同市登米町大字日根牛字小池前無番地先まで	A	B	六・九	三九四・六	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	六・九	六・九	六・九	二七三・一	
後B	A	B	六・九	三九四・六	同上
	六・九	六・九	六・九	二七三・一	
C			七・五	四〇一・六	

○宮城県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類 一般国道

路線名 三四二号

供用開始の区間

登米市登米町大字日根牛字宿二五番五地先から 同市登米町大字日根牛字小池前無番地先まで	供用開始年月日 令和二年一月十四日
---	----------------------



県営新坂住宅									県営桜ヶ丘住宅										
同									同										
同	同	同	平成四年度	同	同	同	同	昭和五十四年度	同	同	同	同	同	同	昭和五十二年度	同	同	同	平成九年度
同	同	同	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
七六・八	六三・六	六三・六	五四・二	七三・五	六二・七	六一・三	五九・二	四四・九	六五・三	五七・〇	五六・五	五六・五	四五・七	四五・七	四五・一	七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九
〇・九六六三	〇・九六六三	〇・九六六三	〇・九六六三	〇・九一六三	〇・九一六三	〇・九一六三	〇・九一六三	〇・九六六三	〇・九六六一	〇・九六六一	〇・九六六一	〇・九六六一	〇・九六六一	〇・九六六一	〇・九六六一	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇
〇・九八五五	〇・八一六〇	〇・八一六〇	〇・六九五四	〇・七四〇七	〇・六三一九	〇・六一七八	〇・五九六六	〇・四五三五	〇・六三〇〇	〇・五四九九	〇・五四五一	〇・五四五一	〇・四四〇九	〇・四四〇九	〇・四三五一	一・〇六〇三	〇・九一七九	〇・八七八〇	〇・七五六九
九九、二〇〇円	八三、三〇〇円	八三、二〇〇円	七〇、二〇〇円	七三、一〇〇円	六一、八〇〇円	六〇、五〇〇円	五八、五〇〇円	四四、九〇〇円	六七、七〇〇円	五六、九〇〇円	六一、〇〇〇円	五六、七〇〇円	五〇、八〇〇円	四九、二〇〇円	四九、四〇〇円	二二六、八〇〇円	一一一、七〇〇円	一〇六、七〇〇円	九三、二〇〇円

県営広瀬住宅														県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)					
同														同					
同	同	同	昭和六十三年度	同	同	同	同	昭和六十二年度	同	同	同	同	昭和六十年度	同	同	昭和五十九年度	同	同	昭和五十四年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同
八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	七一・三	五六・六	六二・四	五四・五	五二・九
〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九六六三	〇・九六六三	〇・九六六三
〇・九二五五	〇・八一〇七	〇・七六六三	〇・六四三五	〇・九五〇七	〇・九二一六	〇・七九九四	〇・七五五六	〇・六三四五	〇・九一三〇	〇・八八六八	〇・七七六八	〇・七三四三	〇・六一六六	〇・八九九七	〇・七六五五	〇・六〇七六	〇・六六三三	〇・五七九二	〇・五六三三
八一、八〇〇円	七三、八〇〇円	六八、四〇〇円	五七、九〇〇円	八六、六〇〇円	八三、五〇〇円	七三、二〇〇円	六九、六〇〇円	五八、四〇〇円	八三、九〇〇円	八二、〇〇〇円	七一、四〇〇円	六八、五〇〇円	五六、八〇〇円	八三、四〇〇円	七〇、九〇〇円	五六、四〇〇円	六三、七〇〇円	五六、五〇〇円	五四、四〇〇円

県営梶の杜住宅					県営安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)			県営支倉住宅										県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)						
同					同			同										同						
同	同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同
同	高層耐 火造	同	同	同	中層耐 火造	同	簡易耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高層耐 火造	同	同
五・一・三	五〇・四	七・七・七	七・五・三	六・一・七	五・一・五	三・一・四	三・一・四	七・九・四	六・八・〇	六・六・〇	六・六・〇	六・五・八	六・五・八	六・五・三	五・三・三	五・二・八	五・二・四	七・一・三	八・四・八					
〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五〇九	〇・九五〇九	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九五四〇	〇・九〇四〇					
〇・五六四四	〇・五五四五	〇・八五四九	〇・八二八五	〇・六七八九	〇・五六六七	〇・一八二八	〇・一七四七	〇・九九三八	〇・八五〇〇	〇・八二六〇	〇・八二六〇	〇・八三三五	〇・八三三五	〇・八一七三	〇・六六七一	〇・六六〇八	〇・六五五八	〇・八〇七八	〇・九六四二					
五六、三〇〇円	五五、四〇〇円	八四、〇〇〇円	八三、五〇〇円	六五、七〇〇円	五五、四〇〇円	三三、五〇〇円	三三、九〇〇円	七八、八〇〇円	六六、九〇〇円	六五、四〇〇円	六四、九〇〇円	六五、二〇〇円	六四、七〇〇円	六四、三〇〇円	五三、九〇〇円	五三、一〇〇円	五三、一〇〇円	七二、〇〇〇円	八五、六〇〇円					

県営六丁目東住宅				県営六丁目住宅		県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)		県営中倉住宅		県営燕沢住宅				県営岩切住宅		県営蒲生住宅				
同				同		同		同		同				同		同				
同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	同
同	同	同	高層耐 火造	中層耐 火造	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	同	同	同
七・八・五	六・七・七	六・五・二	五・二・五	六・〇・七	五・九・二	五・九・二	六・二・三	六・八・四	六・〇・一	六・八・四	六・〇・一	六・八・四	六・〇・一	七・二・二	六・四・六	六・〇・五	七・六・一	六・七・三	六・一・二	
〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九七八一	〇・九八一	〇・九八一	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇一七	〇・九〇一七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	
〇・八八六〇	〇・七六四二	〇・七三三九	〇・五九二五	〇・六四八〇	〇・六四七〇	〇・六一三九	〇・六四六一	〇・七四三六	〇・六五三四	〇・七三三八	〇・六四三九	〇・七〇三三	〇・六三三九	〇・七六二七	〇・六八一五	〇・六三八三	〇・八三七三	〇・七四〇五	〇・六七三四	
八九、四〇〇円	七六、三〇〇円	七三、二〇〇円	五九、五〇〇円	六二、八〇〇円	五八、九〇〇円	五八、三〇〇円	五六、四〇〇円	七二、八〇〇円	六四、三〇〇円	六九、四〇〇円	六一、四〇〇円	六一、六〇〇円	五五、七〇〇円	七〇、四〇〇円	六三、一〇〇円	五九、二〇〇円	八三、四〇〇円	七三、八〇〇円	六六、三〇〇円	

県営将監第一住宅						県営黒松第三住宅						県営黒松第二住宅						県営太白住宅					
同						同						同						同					
同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 三 年 度	昭 和 四 十 二 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 四 十 年 度	同	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造 中 層 耐	同	同	同				
七 九 ・ 四	六 三 ・ 一	五 七 ・ 六	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	五 九 ・ 三	五 七 ・ 〇	五 九 ・ 三	五 五 ・ 九	八 二 ・ 四	七 九 ・ 九					
〇 ・ 九 六 四 八	〇 ・ 九 六 四 八	〇 ・ 九 六 四 八	〇 ・ 九 六 四 八	〇 ・ 九 六 四 八	〇 ・ 九 六 四 八	〇 ・ 九 一 七 五	〇 ・ 九 一 七 五	〇 ・ 九 七 三	〇 ・ 九 七 三	〇 ・ 九 七 三	〇 ・ 九 七 三	〇 ・ 九 七 三	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 三 三 一	〇 ・ 九 三 三 一					
〇 ・ 八 一 五 〇	〇 ・ 七 四 七 一	〇 ・ 六 八 二 〇	〇 ・ 四 五 九 二	〇 ・ 四 六 五 三	〇 ・ 四 四 五 九	〇 ・ 三 四 六 四	〇 ・ 三 三 四 五	〇 ・ 三 三 八 〇	〇 ・ 三 二 五 八	〇 ・ 三 二 二 七	〇 ・ 三 〇 九 三	〇 ・ 三 〇 九 三	〇 ・ 五 七 七 七	〇 ・ 五 五 五 二	〇 ・ 五 六 八 三	〇 ・ 五 三 五 七	〇 ・ 九 三 〇 一	〇 ・ 九 〇 一 九					
七 七 ・ 八 〇 〇 円	九 八 ・ 二 〇 〇 円	九 五 ・ 六 〇 〇 円	五 六 ・ 九 〇 〇 円	五 六 ・ 七 〇 〇 円	四 七 ・ 六 〇 〇 円	二 七 ・ 二 〇 〇 円	二 八 ・ 七 〇 〇 円	二 六 ・ 五 〇 〇 円	三 〇 ・ 三 〇 〇 円	二 八 ・ 九 〇 〇 円	二 七 ・ 七 〇 〇 円	二 八 ・ 七 〇 〇 円	二 七 ・ 七 〇 〇 円	四 三 ・ 九 〇 〇 円	四 二 ・ 五 〇 〇 円	四 四 ・ 四 〇 〇 円	四 三 ・ 〇 〇 〇 円	九 二 ・ 四 〇 〇 円	八 九 ・ 三 〇 〇 円				

県営将監第四住宅						県営将監第三住宅						県営将監第二住宅						県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)					
同						同						同						同					
同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	同	同	同				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同				
五 七 ・ 九	四 四 ・ 六	四 三 ・ 五	四 三 ・ 五	四 四 ・ 六	四 四 ・ 六	四 三 ・ 五	八 一 ・ 七	七 九 ・ 九	六 四 ・ 三	五 八 ・ 二	四 〇 ・ 八	四 〇 ・ 八	四 〇 ・ 八	四 〇 ・ 八	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	八 〇 ・ 五	七 九 ・ 九	七 九 ・ 六				
〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 六 三 三	〇 ・ 九 二 三 三	〇 ・ 九 六 四 七	〇 ・ 九 四 七 七	〇 ・ 九 一 四 七	〇 ・ 九 六 二 五	〇 ・ 九 六 二 五	〇 ・ 九 六 二 五	〇 ・ 九 六 二 五	〇 ・ 九 六 二 五	〇 ・ 九 六 二 五	〇 ・ 九 六 二 五	〇 ・ 九 二 二 五	〇 ・ 九 二 二 五	〇 ・ 九 六 四 八	〇 ・ 九 六 四 八	〇 ・ 九 六 四 八	〇 ・ 九 六 四 八				
〇 ・ 五 三 五 九	〇 ・ 四 一 二 八	〇 ・ 四 六 五 六	〇 ・ 三 八 七 七	〇 ・ 四 九 三 九	〇 ・ 四 一 二 九	〇 ・ 三 八 八 八	〇 ・ 九 三 九 八	〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 六 六 九 四	〇 ・ 四 六 九 二	〇 ・ 四 六 四 六	〇 ・ 四 三 七 二	〇 ・ 三 五 七 二	〇 ・ 三 四 五 五	〇 ・ 四 五 九 二	〇 ・ 九 三 二 九	〇 ・ 八 八 六 三	〇 ・ 八 八 六 三	〇 ・ 九 〇 三 三				
四 三 ・ 八 〇 〇 円	三 五 ・ 九 〇 〇 円	四 六 ・ 七 〇 〇 円	三 一 ・ 八 〇 〇 円	四 六 ・ 九 〇 〇 円	三 三 ・ 〇 〇 〇 円	三 三 ・ 七 〇 〇 円	一 〇 八 ・ 八 〇 〇 円	一 〇 六 ・ 八 〇 〇 円	八 二 ・ 六 〇 〇 円	八 〇 ・ 五 〇 〇 円	五 四 ・ 三 〇 〇 円	五 三 ・ 三 〇 〇 円	四 一 ・ 〇 〇 〇 円	二 六 ・ 一 〇 〇 円	二 四 ・ 七 〇 〇 円	五 六 ・ 九 〇 〇 円	一 一 三 ・ 五 〇 〇 円	九 四 ・ 九 〇 〇 円	一 一 三 ・ 九 〇 〇 円				

県営七北田住宅			県営虹の丘住宅			県営加茂第二住宅						県営加茂住宅			県営将監第五住宅				
同			同			同						同			同				
同	同	昭和三十九年度	同	昭和三十八年度	同	同	昭和三十九年度	同	同	昭和三十八年度	同	同	昭和三十八年度	同	昭和三十七年度	昭和三十五年度	昭和三十八年度	同	昭和三十八年度
同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	簡易耐火造	
七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七二・二	六四・六	六〇・五	六四・六	六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一	五七・〇	六〇・七	六一・四	六一・四
一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九一九〇	〇・九一九〇	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇七八	〇・九〇七八	〇・九〇七八	〇・九一四五	〇・九一四五	〇・九二二三
〇・九三五八	〇・八三五二	〇・七五五六	〇・七六八六	〇・六七五三	〇・八二四九	〇・七三八一	〇・六九二二	〇・七九〇四	〇・七〇七二	〇・六六三三	〇・六八六六	〇・六四五二	〇・六四三〇	〇・七一五六	〇・六二八八	〇・五七八二	〇・六四九五	〇・五七八二	〇・五七六七
八三、八〇〇円	七八、一〇〇円	六八、二〇〇円	七九、七〇〇円	七〇、〇〇〇円	七一、一〇〇円	六三、八〇〇円	六〇、二〇〇円	七三、五〇〇円	六五、九〇〇円	六一、九〇〇円	六四、七〇〇円	六一、〇〇〇円	六〇、八〇〇円	六三、四〇〇円	五六、五〇〇円	五〇、七〇〇円	六七、六〇〇円	四五、三〇〇円	四三、七〇〇円

県営松陵住宅													県営黒松第四住宅			県営加茂第三住宅			
同													同			同			
同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	平成三年度	同	同	同	平成元年度	同	
同	高層耐火造	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	
五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六
〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九二九九	〇・九二九九	〇・九一八〇	〇・九一八〇	一・〇〇〇〇
〇・七六三三	〇・七五三八	一・〇四二二	〇・八七〇三	〇・七二五四	〇・六六〇二	一・〇二七四	〇・八八五六	〇・八四九二	〇・七三三八	〇・七三三七	一・〇〇一〇	〇・八三六七	〇・六九七四	〇・六三四七	〇・八〇八五	〇・七二〇四	〇・八〇〇八	〇・七〇三六	〇・九五〇八
八六、五〇〇円	八六、二〇〇円	一一五、三〇〇円	九二、一〇〇円	七五、〇〇〇円	七一、一〇〇円	八七、七〇〇円	七五、六〇〇円	七二、五〇〇円	六二、六〇〇円	六一、二〇〇円	八四、四〇〇円	七〇、一〇〇円	五八、三〇〇円	五三、三〇〇円	六六、一〇〇円	五九、五〇〇円	六五、〇〇〇円	五七、八〇〇円	八八、二〇〇円

県宮石巻蛇田住宅																				
石巻市																				
同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火造中層耐	同	同	同
六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	
〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	
〇・六四八八	〇・六四三七	〇・六四一六	〇・五三六六	〇・五一四一	〇・七九九六	〇・七五三三	〇・六七一七	〇・六六五七	〇・六六三六	〇・六五九六	〇・六四五五	〇・六四〇四	〇・六三五四	〇・六三三四	〇・五二九七	〇・五〇七五	一・〇六八六	〇・九二一一	〇・八八三三	
八五、五〇円	八六、四〇円	八七、一〇円	七二、二〇円	六九、五〇円	九九、四〇円	九三、八〇円	八五、九〇円	八三、九〇円	八三、五〇円	八四、一〇円	八〇、四〇円	七九、三〇円	八〇、二〇円	八〇、八〇円	六七、〇〇円	六四、五〇円	一一、九〇円	一〇、一〇円	一〇、一〇円	

県宮石巻吉野住宅				県宮石巻鹿妻住宅							県宮石巻水押住宅									
同				同							同									
同	同	同	昭五十九年度	同	同	同	昭五十三年度	同	昭五十二年度	昭五十一年度	同	昭五十年度	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	火造高層耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七四・九	六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	
〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九三三五	〇・九二二九	〇・九三三五	〇・九二九三	〇・九二九三	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	
〇・六〇九四	〇・五一四二	〇・五〇六〇	〇・四〇二七	〇・四九九一	〇・四四三八	〇・四一八三	〇・三三六七	〇・四一一八	〇・四一五	〇・四〇五〇	〇・三六七四	〇・三三〇一	〇・八一〇〇	〇・七六三二	〇・六八〇四	〇・六七四三	〇・六七三三	〇・六六八二	〇・六五〇九	
六八、六〇円	五八、七〇円	五七、四〇円	四六、二〇円	四三、五〇円	三八、七〇円	三六、七〇円	三〇、二〇円	三八、〇〇円	三八、〇〇円	三五、九〇円	三五、九〇円	三一、五〇円	一〇七、二〇円	一〇〇、〇〇円	九二、六〇円	八九、三〇円	九〇、〇〇円	九〇、七〇円	八六、七〇円	

	県宮石巻渡波住宅 (老人世帯向け住宅)		県宮石巻渡波住宅		県宮石巻西境各地住宅			県宮石巻黄金浜住宅		県宮石巻門脇住宅		県宮桃生中津山住宅		県宮河南鹿又住宅		県宮石巻吉野住宅 (身体障害者向け住宅)			
	同		同		同			同		同		同		同		同			
同	昭 和 五 十 年	同	同	同	平 成 九 年 度	同	同	平 成 四 年 度	同	平 成 二 年 度	同	昭 和 六 十 三 年 度	平 成 二 年 度	昭 和 六 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	木 造	同	中 層 耐 火 造	同	同	同
五 七 ・ 九	五 一 ・ 二	六 五 ・ 三	五 五 ・ 八	七 七 ・ 八	六 五 ・ 三	七 二 ・ 八	六 六 ・ 八	四 八 ・ 三	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 六 ・ 四	六 六 ・ 四	六 四 ・ 六	六 〇 ・ 五	六 三 ・ 二	七 七 ・ 二	七 七 ・ 二
〇 ・ 九 三 三 六	〇 ・ 九 三 三 六	〇 ・ 九 六 九 七	〇 ・ 九 六 九 七	〇 ・ 九 六 九 七	〇 ・ 九 六 九 七	〇 ・ 九 八 一 八	〇 ・ 九 八 一 八	〇 ・ 九 八 一 八	〇 ・ 九 二 八 〇	〇 ・ 九 二 八 〇	〇 ・ 九 三 五 〇	〇 ・ 九 三 五 〇	〇 ・ 九 一 五 一	〇 ・ 九 一 五 一	〇 ・ 九 一 七 六	〇 ・ 九 一 七 六	〇 ・ 九 六 三 四	〇 ・ 九 三 三 四	〇 ・ 九 三 三 四
〇 ・ 四 一 七 〇	〇 ・ 三 六 八 七	〇 ・ 六 六 五 〇	〇 ・ 五 六 八 二	〇 ・ 七 九 三 三	〇 ・ 六 六 五 〇	〇 ・ 七 二 二 六	〇 ・ 六 五 三 八	〇 ・ 四 七 七	〇 ・ 六 一 五 五	〇 ・ 五 四 〇 八	〇 ・ 六 〇 三 三	〇 ・ 五 三 〇 一	〇 ・ 五 一 八 一	〇 ・ 五 〇 二 五	〇 ・ 五 〇 一 一	〇 ・ 四 八 七 一	〇 ・ 五 四 三 三	〇 ・ 六 三 四 九	〇 ・ 六 一 八 〇
三 一 、 五 〇 〇 円	二 八 、 七 〇 〇 円	九 八 、 六 〇 〇 円	八 四 、 五 〇 〇 円	一 一 七 、 三 〇 〇 円	九 八 、 六 〇 〇 円	五 三 、 八 〇 〇 円	五 三 、 四 〇 〇 円	三 七 、 二 〇 〇 円	四 五 、 五 〇 〇 円	四 〇 、 五 〇 〇 円	六 〇 、 三 〇 〇 円	五 三 、 二 〇 〇 円	三 九 、 八 〇 〇 円	二 三 、 九 〇 〇 円	五 六 、 五 〇 〇 円	五 三 、 三 〇 〇 円	五 五 、 七 〇 〇 円	七 一 、 六 〇 〇 円	七 一 、 六 〇 〇 円

県宮塩釜釜舟入住宅				県宮塩釜天満崎住宅		県宮塩釜北浜住宅		県宮塩釜庚塚住宅		県宮塩釜清水沢住宅										
同				同		同		同		塩竈市										
同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	昭 和 五 十 六 年 度	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	同	平 成 元 年 度	同	同	昭 和 五 十 一 年 度
同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六 九 ・ 〇	六 八 ・ 七	六 八 ・ 四	五 七 ・ 〇	六 一 ・ 八	五 九 ・ 三	六 三 ・ 一	五 九 ・ 三	五 七 ・ 〇	七 七 ・ 七	六 四 ・ 六	六 四 ・ 〇	五 一 ・ 〇	七 七 ・ 七	六 四 ・ 六	六 四 ・ 〇	五 一 ・ 〇	五 七 ・ 九	五 一 ・ 二	三 二 ・ 七	
〇 ・ 九 二 八	〇 ・ 九 二 八	〇 ・ 九 二 八	〇 ・ 九 二 八	〇 ・ 九 三 〇 一	〇 ・ 九 三 〇 一	〇 ・ 九 三 〇 三	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 四 二 六	〇 ・ 九 四 二 六	〇 ・ 九 四 二 六	〇 ・ 九 四 二 六	〇 ・ 九 四 二 六	〇 ・ 九 四 二 六	〇 ・ 九 四 二 六	〇 ・ 九 四 二 六	〇 ・ 九 三 三 天	〇 ・ 九 三 三 天	〇 ・ 九 三 三 天	
〇 ・ 五 九 一 六	〇 ・ 五 八 九 〇	〇 ・ 五 八 六 五	〇 ・ 四 八 八 七	〇 ・ 四 八 九 二	〇 ・ 四 六 九 五	〇 ・ 四 九 一 九	〇 ・ 四 六 四 七	〇 ・ 四 四 六 七	〇 ・ 七 二 九 四	〇 ・ 六 〇 六 四	〇 ・ 六 〇 〇 八	〇 ・ 四 七 八 七	〇 ・ 七 〇 〇 五	〇 ・ 五 八 二 四	〇 ・ 五 七 七 〇	〇 ・ 四 五 九 八	〇 ・ 四 一 四 一	〇 ・ 三 七 五 〇	〇 ・ 三 三 九 五	
五 八 、 六 〇 〇 円	五 八 、 三 〇 〇 円	五 八 、 〇 〇 〇 円	四 八 、 四 〇 〇 円	三 九 、 一 〇 〇 円	三 六 、 七 〇 〇 円	三 六 、 七 〇 〇 円	三 七 、 〇 〇 〇 円	三 五 、 八 〇 〇 円	七 五 、 八 〇 〇 円	六 三 、 一 〇 〇 円	六 一 、 五 〇 〇 円	四 九 、 九 〇 〇 円	五 四 、 八 〇 〇 円	四 五 、 七 〇 〇 円	四 五 、 二 〇 〇 円	三 六 、 一 〇 〇 円	三 四 、 六 〇 〇 円	三 一 、 二 〇 〇 円	三 一 、 八 〇 〇 円	

	県営名取飯野坂住宅						県営名取田高住宅			県営白石寿山住宅			県営本吉大沢住宅		県営気仙沼鹿折住宅					
	同						名取市			白石市			同		気仙沼市					
平成七年度	同	同	同	同	同	平成四年度	同	同	昭和三十九年度	同	同	昭和三十九年度	同	平成元年度	昭和三十三年度	昭和三十三年度	昭和三十三年度	昭和三十三年度	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同
五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四	五二・五	五二・五	五一・二	七九・九	七九・二	
〇・九六八七	〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九二七二	〇・九二七二	〇・九二七二	〇・九一四二	〇・九一四二	〇・九一四八	〇・九一四八	〇・九一四八	〇・九二二八	〇・九二二八	
〇・五八八四	〇・八二〇七	〇・七四九八	〇・七四七八	〇・六八六一	〇・六五三三	〇・四九六一	〇・四三九九	〇・四三九九	〇・三九九二	〇・三〇五四	〇・三〇二二	〇・三〇二二	〇・四九四六	〇・四七七三	〇・三六三八	〇・三三三〇	〇・三三三三	〇・六八五一	〇・六七九〇	
八一、九〇〇円	六八、六〇〇円	六〇、四〇〇円	六〇、四〇〇円	六〇、一〇〇円	五四、六〇〇円	四一、六〇〇円	三七、四〇〇円	三四、七〇〇円	三四、一〇〇円	二七、一〇〇円	二七、一〇〇円	二〇、八〇〇円	三三、六〇〇円	三三、九〇〇円	三三、三〇〇円	三三、七〇〇円	三一、一〇〇円	六七、八〇〇円	六七、〇〇〇円	

	県営名取増田住宅					県営名取手倉田第二住宅				県営名取谷津山住宅							県営名取取が丘四丁目住宅			
	同					同				同							同			
同	同	平成三年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	同	同	同	平成三十五年度	昭和三十九年度	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	七六・七	六五・〇	三八・〇	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	
〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九四三八	〇・九四三八	〇・九八九九	〇・九八九九	〇・九八九九	〇・九三九九	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七
〇・八三三四	〇・七〇〇一	〇・五八四四	〇・五六〇三	〇・五五三三	〇・九〇八九	〇・七七〇三	〇・四五〇三	〇・五三七四	〇・八二九一	〇・七八〇一	〇・七二二四	〇・七三三〇	〇・六八二三	〇・六七八〇	〇・六〇五一	〇・五七三八	〇・八四〇九	〇・七五三一	〇・七二二八	〇・七二二八
五九、四〇〇円	五〇、〇〇〇円	四二、二〇〇円	五〇、三〇〇円	四九、〇〇〇円	一三三、四〇〇円	一〇三、八〇〇円	六〇、七〇〇円	四四、七〇〇円	九一、二〇〇円	八六、六〇〇円	七八、六〇〇円	七八、九〇〇円	七五、八〇〇円	七六、八〇〇円	六六、九〇〇円	六四、一〇〇円	一一〇、九〇〇円	一〇一、三〇〇円	九四、七〇〇円	九四、七〇〇円

宅 県営多賀城浮島住			宅 県営多賀城中峯元		宅 県営多賀城大代住		宅 県営多賀城八幡住										県営角田横倉住宅			
同			同		同		多賀城市										角田市			
同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	昭 和 五 十 年 度	同	平 成 三 年 度	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 三 十 五 年 度	昭 和 三 十 四 年 度	昭 和 三 十 三 年 度	同	平 成 五 年 度	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同
五 五 ・ 九	四 五 ・ 〇	五 七 ・ 〇	五 七 ・ 〇	四 六 ・ 五	六 八 ・ 〇	五 五 ・ 〇	七 八 ・ 三	六 八 ・ 二	五 五 ・ 三	六 八 ・ 九	六 八 ・ 九	六 二 ・ 〇	五 三 ・ 六	四 〇 ・ 三	三 六 ・ 四	三 六 ・ 四	三 六 ・ 四	七 四 ・ 四	六 四 ・ 四	
〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 六 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 一 七 三	〇 ・ 九 六 四 七	〇 ・ 九 六 四 七	〇 ・ 九 二 七 一	〇 ・ 九 二 七 一	〇 ・ 九 七 一	〇 ・ 九 二 七 一	〇 ・ 九 二 七 一	〇 ・ 九 二 七 一	〇 ・ 九 二 七 一	〇 ・ 九 七 一	〇 ・ 九 七 一	〇 ・ 九 七 一	〇 ・ 九 七 一	〇 ・ 九 五 四 三	〇 ・ 九 五 四 三	
〇 ・ 四 八 八 六	〇 ・ 三 九 三 三	〇 ・ 四 九 五 三	〇 ・ 四 九 〇 一	〇 ・ 三 七 三 三	〇 ・ 七 三 〇 六	〇 ・ 五 九 〇 九	〇 ・ 七 五 四 四	〇 ・ 六 五 七 一	〇 ・ 五 三 三 八	〇 ・ 六 五 四 三	〇 ・ 六 五 四 三	〇 ・ 五 八 八 八	〇 ・ 五 〇 九 〇	〇 ・ 二 七 六 九	〇 ・ 二 二 九 九	〇 ・ 二 二 四 九	〇 ・ 二 〇 九 八	〇 ・ 六 六 八 七	〇 ・ 五 七 八 八	
三 九、 二〇〇 円	三 三、 一〇〇〇 円	四 〇、 〇〇〇 円	四 〇、 〇〇〇 円	三 一、 四〇〇 円	五 四、 六〇〇 円	四 四、 三〇〇 円	七 三、 九〇〇 円	六 四、 六〇〇 円	五 三、 七〇〇 円	六 二、 六〇〇 円	六 一、 八〇〇 円	五 六、 七〇〇 円	四 九、 〇〇〇 円	一 七、 八〇〇 円	一 三、 六〇〇 円	一 一、 七〇〇 円	一 〇、 八〇〇 円	九 四、 五〇〇 円	八 三、 三〇〇 円	

宅 県営若沼相の原住 宅(身体障害者向け 住宅)		宅 県営若沼相の原住										県営若沼亀塚住宅								
同		同										岩沼市								
昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五 九 ・ 二	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	六 一 ・ 八	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三	五 一 ・ 二	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	五 七 ・ 九	四 六 ・ 五	四 四 ・ 六	四 三 ・ 五	六 六 ・ 七	
〇 ・ 九 三 〇	〇 ・ 九 八 七 八	〇 ・ 九 八 七 八	〇 ・ 九 二 五 〇	〇 ・ 九 八 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 八 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 八 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 四 三 五	〇 ・ 九 四 三 五	〇 ・ 九 四 三 五	〇 ・ 九 四 六 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	
〇 ・ 四 六 一 九	〇 ・ 四 四 九 二	〇 ・ 四 四 九 二	〇 ・ 四 八 六 六	〇 ・ 四 八 二 六	〇 ・ 四 二 六 五	〇 ・ 四 二 六 五	〇 ・ 四 八 五	〇 ・ 三 七 七 九	〇 ・ 三 七 七 九	〇 ・ 三 七 七 八	〇 ・ 三 八 六 一	〇 ・ 三 三 六 七	〇 ・ 三 三 六 七	〇 ・ 三 三 六 七	〇 ・ 四 一 四 二	〇 ・ 三 三 三 七	〇 ・ 三 一 九 一	〇 ・ 三 〇 一 五	〇 ・ 五 八 二 九	
三 九、 六〇〇 円	三 七、 八〇〇 円	三 七、 一〇〇 円	四 六、 三〇〇 円	五 一、 九〇〇 円	三 七、 八〇〇 円	三 七、 一〇〇 円	四 六、 三〇〇 円	三 三、 三〇〇 円	三 三、 八〇〇 円	二 九、 六〇〇 円	四 六、 七〇〇 円	三 三、 〇〇〇 円	二 九、 一〇〇 円	二 八、 八〇〇 円	三 三、 二〇〇 円	三 三、 三〇〇 円	三 三、 七〇〇 円	四 六、 四〇〇 円		

県営覚沢柳沢住宅			県営若柳川南第二住宅		県営築館萩沢住宅		県営若柳川南住宅			県営迫荻洗住宅						県営登米前舟橋住宅		県営若沼千貫住宅		
同			同		同		栗原市			同						登米市		同		
平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	昭和三十六年度	同	同	同	同	平成七年度	同	同	同	平成四年度	同	平成三年度	同	昭和三十六年度	同	
中層耐火造	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	同	
五・六・九	七・一・六	七・一・六	六・八・四	六・七・二	六・一・八	七・九・四	六・七・四	五・六・〇	六・九・〇	六・六・〇	七・八・三	六・五・二	六・四・七	五・一・六	六・八・七	六・八・七	六・八・四	六・〇・一	六・七・五	
〇・九七三〇	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九三三〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九八一九	〇・九七九四	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	
〇・五一四六	〇・五五〇三	〇・五四三九	〇・四九八一	〇・四八九三	〇・四五三二	〇・七六七三	〇・六五二三	〇・五四一一	〇・六六三八	〇・六三四九	〇・七二四六	〇・六〇三三	〇・五九八七	〇・四七七五	〇・五四三二	〇・五四一七	〇・五八三九	〇・五三三一	〇・五三六六	
四〇、〇〇〇円	四一、九〇〇円	四〇、三〇〇円	三三、五〇〇円	三三、一〇〇円	四〇、七〇〇円	一〇六、七〇〇円	九三、二〇〇円	八一、六〇〇円	九一、一〇〇円	八八、〇〇〇円	五三、九〇〇円	四四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	三四、九〇〇円	四九、七〇〇円	四九、五〇〇円	五一、三〇〇円	四四、九〇〇円	四五、二〇〇円	

県営鹿島台福芦住宅			県営鳴瀬中央第二住宅		県営矢本赤井住宅			県営鳴瀬中央住宅		県営鳴瀬小野住宅			県営矢本下浦住宅						県営若柳新堤下住宅		県営築館久伝住宅		
大崎市			同		同			同		同			東松島市						同		同		
昭和三十一年度	同	昭和三十年	平成八年度	同	平成三年度	同	平成二年度	昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	同	昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	同	昭和三十年	同	同	同				
同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同				
五・五・九	五・七・九	五・一・二	七・九・四	七・三・三	七・二・九	七・三・三	七・二・九	六・七・五	六・七・五	六・七・五	五・九・三	五・七・〇	五・七・〇	五・五・九	五・一・二	四・六・五	七・七・六	六・八・〇	六・五・三				
〇・九二〇七	〇・九二〇七	〇・九二〇七	〇・九六五七	〇・九八三六	〇・九八三六	〇・九八三六	〇・九八三六	〇・九二五九	〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九七四一	〇・九七三〇	〇・九七三〇				
〇・三七七三	〇・三八四二	〇・三三九七	〇・六五三三	〇・五八〇四	〇・五七七三	〇・五七七三	〇・五七〇六	〇・四八二四	〇・四六九〇	〇・四五七二	〇・四五五九	〇・四〇九三	〇・四〇二七	〇・三八八四	〇・三四九八	〇・三二七七	〇・六一五七	〇・六一五〇	〇・五九〇六				
三三、八〇〇円	三四、〇〇〇円	三三、九〇〇円	九二、三〇〇円	三五、八〇〇円	三五、八〇〇円	三四、六〇〇円	二五、六〇〇円	二七、一〇〇円	二七、三〇〇円	四一、九〇〇円	四〇、六〇〇円	三七、七〇〇円	三七、五〇〇円	三三、一〇〇円	三〇、八〇〇円	八九、六〇〇円	四七、八〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円				

宅 県宮蔵王井戸井住			県宮松山金谷住宅			宅 県宮古川李埴住 老人世帯向け住宅			県宮古川李埴住宅							宅 県宮三本木西浦住		県宮古川福浦住宅		
王 刈田郡蔵			同			同			同							同		同		
同	同	平成四年度	同	平成四年度	平成十四年度	平成十四年度	平成十四年度	同	同	平成十四年度	同	平成十年年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和六十三年度
同	同	中層耐火造	同	木造	高層耐火造	中層耐火造	同	同	高層耐火造	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	木造
六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二	七七・八	六五・一	五四・六	七五・一	六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	
〇・九八七	〇・九八七	〇・九八七	〇・九六二	〇・九六二	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九三七	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	
〇・六二一	〇・五九六五	〇・五一九七	〇・六三二	〇・六一〇〇	〇・六三三八	〇・五三七	〇・七三一	〇・六三三八	〇・六五三	〇・七五五三	〇・六四三	〇・六九八七	〇・六二八	〇・六二〇九	〇・五四五〇	〇・四八九八	〇・四九二六	〇・四八九七	〇・四八四一	
五一、七〇〇円	四九、七〇〇円	四三、三〇〇円	八七、六〇〇円	八七、一〇〇円	九六、七〇〇円	九三、三〇〇円	一〇六、九〇〇円	九六、七〇〇円	九四、七〇〇円	一一九、四〇〇円	一〇六、三〇〇円	五三、〇〇〇円	四九、七〇〇円	四九、七〇〇円	四一、四〇〇円	二五、九〇〇円	二五、九〇〇円	二五、九〇〇円	二五、九〇〇円	

宅 県宮柴田東船岡住			県宮柴田船迫住宅							県宮村田石生住宅			県宮大河原結ヶ丘住宅					宅 県宮大河原上谷住		
同			柴田郡柴田町							柴田郡村田町			同					河原町柴田郡大河原町		
同	同	同	同	同	平成四年度	同	昭和六十三年度	同	昭和五十六年度	昭和五十五年	昭和五十八年度	同	同	同	同	平成六年度	昭和五十年	同	平成六年度	
同	木造	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	
七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六〇・五	六一・八	六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九八八九	〇・九八八九	〇・九八八九	〇・九三八九	〇・九三八九	〇・九四八九	〇・九三八九	〇・九三八九	〇・九三七	〇・九三七	〇・九五五九	〇・九五五九	〇・九五五九	〇・九五五九	〇・九五二	〇・九〇二	〇・九八二七	〇・九八二七	
〇・五九七	〇・五七八〇	〇・六六九二	〇・六一四〇	〇・四四三九	〇・五三四〇	〇・五〇〇一	〇・四六五九	〇・四六〇九	〇・四三五五	〇・四三三三	〇・四〇九二	〇・六三四四	〇・六三二二	〇・五九六三	〇・五九三二	〇・五九二六	〇・三三三三	〇・六四六九	〇・六一八七	
八八、二〇〇円	八六、一〇〇円	五五、八〇〇円	五五、五〇〇円	三八、五〇〇円	四七、九〇〇円	四五、一〇〇円	四七、八〇〇円	四七、八〇〇円	三八、八〇〇円	二七、九〇〇円	二七、三〇〇円	一一七、三〇〇円	一一六、七〇〇円	一一〇、四〇〇円	一〇九、七〇〇円	一一〇、四〇〇円	三三、六〇〇円	八六、〇〇〇円	八三、一〇〇円	



宮城小牛田峯山住 宅		遠田郡美 里町	
同	昭和五十五年 度	同	同
同	昭和五十六 年度	同	同
五九・三	五九・三	五九・三	五九・三
〇・九三五八	〇・九三五八	〇・九三五八	〇・九三五八
〇・四二〇四	〇・四三四一	〇・四三四一	〇・四三四一
三七、三〇〇円	三四、九〇〇円	四四、六〇〇円	五〇、一〇〇円

備考 応益係数は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項各号に掲げる数値を乗じて得た数とする。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二十九号

柴田町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年十二月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年一月十四日

宮城県大河原地方振興事務所  
所 長 千 葉 隆 政

○宮城県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、伊豆沼土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和二年一月十四日

宮城県東部地方振興事務所

退任した者  
所 長 高 橋 剛 彦

令和元年十二月十七日	及 川 祐 宏	氏 名	住 所	役職名
令和元年十二月十七日	安 部 信 公	氏 名	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地 栗原市若柳字下畑岡新本地二百四十番地	理 事
令和元年十二月十七日	安 部 信 公	氏 名	栗原市若柳字下畑岡新本地二百四十番地	理 事